

名古屋市立大学医学部附属みらい光生病院ウェブサイト・バナー広告表現ガイドライン

(趣旨)

第1条

名古屋市立大学医学部附属みらい光生病院ウェブサイト（以下「当院」という。）に民間事業者等のバナー広告を掲載するにあたっては、その広告表現について、「名古屋市立大学広告掲載要綱」及び「公立大学法人名古屋市立大学広告掲載事務取扱要領」に規定する事項のほか、ユーザビリティ及びアクセシビリティを保持するため、以下の各条の事項に留意しなければならない。

(禁止表現)

第2条

次の表現を含んだバナー広告は、利用者の意思に反した動きをしたり、利用者に誤解を与えたりするおそれがあるため、禁止とする。

- (1) 「×」「閉じる」「いいえ」「キャンセル」等のボタン
- (2) アラートマーク（「警告」「注意」などあたかも警告を発しているかのような誤解を与えるもの）
- (3) ラジオボタン（あたかも選択が可能であるかのような誤解を与えるもの）
- (4) テキストボックス（あたかも入力可能な領域があるかのような誤解を与えるもの）
- (5) プルダウンメニュー（あたかも下に選択肢があるかのような誤解を与えるもの）

(画像の点滅、切り替わりの禁止)

第3条

アニメーション GIF 等を使用した画像の点滅、切り替わりは、利用者に不快感を与えるおそれや、ページデザイン及びアクセシビリティ保持を著しく損なうおそれがあるため、禁止とする。

(当院ウェブサイトとの区別)

第4条

次の表現については、利用者が当院ウェブサイトのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがあるため、禁止とする。

- (1) 当院ウェブサイトのコンテンツと類似の色調及び字体を使用するもの
- (2) 利用者が当院のコンテンツであると錯誤しやすいもの

（色調）

第5条

文字色と背景色のコントラスト（明度差）は十分にとり、また、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。

（解像度）

第6条

文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

（alt 属性）

第7条

alt 属性は「広告:」の後に広告主の名称を記述したものとしなければならない。

附則

本ガイドラインは、令和7年5月23日から施行する。